

保護者の皆様

中野区立緑野中学校
PTA 会長 荒井 剛

PTA 会費に含まれる PTA 保険について

PTA では、生徒や保護者、教職員の皆さまが PTA 行事などで傷害や賠償が発生した場合に保障される保険に加入をしております。

保険の概要は、PTA 活動中で万が一怪我や第三者に対する法律上の賠償が発生した場合や、借用した物を壊してしまった場合の賠償事故を保障するものです。

《補償例》

- ・夏祭りにて PTA 会員がヤキソバを焼いていた際、ヤケドをした
- ・PTA 会員が体育祭（運動会）の来場者誘導等活動中、校庭で転倒・ケガをした
- ・バレーボール大会参加中、PTA 会員が突き指をした
- ・PTA による校庭開放・見守り活動中、飛んできたボールに気づかずぶつかり負傷した
- ・PTA 役員会に参加のため、往復途中、交通事故に遭いケガをした
- ・PTA 生徒が被保険者以外の第三者にケガをさせたり物を壊したりした（授業中を除く）
 - － 土曜日に自転車で他人にケガを負わせてしまった
 - － 休日にショッピングモールで誤って商品を壊してしまった
- ・PTA 生徒がママさんバレーに参加してケガをした
- ・PTA 会員や PTA 生徒が PTA 主催のスポーツ大会でケガをした



《詳細について》

中野区立中学校 PTA 連合会 | 中 P 連ホームページ

<http://www.nakanoj-pta.jp/>

→「PTA 総合補償制度プラン」をご参照下さい。

保険の請求が必要となった場合や保険の請求が可能かどうか分からない場合など、まずは PTA までメール（midorino.jhs.pta@gmail.com）でお気軽にお問い合わせください！